平成２５年（フ）第５０３号
仙台市泉区歩坂町70番21号　セジュール57―201
債務者　木村　友美（旧姓郡山）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
宮城県石巻市渡波字沖六勺１番地２　仮設渡波第二団地９―１号、前住所宮城県石巻市渡波字浜曽根168番地12
債務者　夷塚　英貴
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２号
岐阜市則松944番地２
債務者　牧野　協子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２０号
岐阜市松ケ枝町３番地　ＬＩＶＥ　ＣＯＵＲＴ　ＭＯＵＲＩ301号室、前住所岐阜市城田寺255番地３
債務者　市橋　紀幸
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５４号
岐阜市六条東２丁目３番１―202号　モアグレース六条東
債務者　相馬　基美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
岐阜県瑞穂市古橋1157番地３　メープルタウンＢ―103号
債務者　畑中　博士
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５６１号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の３　農住Ｃ―104号、従前の住所神戸市須磨区神の谷５丁目11番20号
債務者　吉村　　健
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６２号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の３　農住Ｃ―104号、従前の住所神戸市須磨区神の谷５丁目11番20号
債務者　吉村　晴美
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９８号
広島県山県郡北広島町筏津1113番地12
債務者　今岡　　綾（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
島根県大田市大田町大田ロ992番地２
債務者　有藤　七郎
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６９２号
東京都三鷹市野崎２丁目12番３号モンシャトーカンノＣ棟102
債務者　北島ゆかり
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５１号
東京都青梅市野上町３丁目４番地の９バードウェルマンション202
債務者　石垣　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７２号
東京都昭島市朝日町４丁目１番４号ジュネス中神201号
債務者　宗川　史子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８６号
東京都八王子市日吉町２番11号ヴェリテ２Ｄ
債務者　國田　修代
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
釧路市南大通３丁目２番1073号　南大通マンション703号
債務者　心眼社こと　下山　泰史
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４５号
釧路市武佐１丁目33番24号　ハニーサクマＩ203号
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所